

遅霜による農作物の被害状況について

- 災害名：R2.4.11の低温
 - ・調査日：令和2年4月13日
 - ・調査員：土浦地域農業改良普及センター職員
 - ・災害の内容：中志筑地内における遅霜
 - ・農作物被害：梨
 - ・被害内容：低温による花の火ぶくれ
 - ・対応：今後の生育状況を踏まえ経過観察とする。

- 災害名：R2.3月下旬、4月の低温（梨被害調査）
 - ・調査日：令和2年5月11日（霞ヶ浦地区）及び12日（千代田地区）
 - ・調査員：土浦地域農業改良普及センター職員、JA職員、市職員
 - ・農作物被害

作物名	被害の程度	被害内容	被害金額 (千円)
梨	両地区全域で被害 被害割合30%未満	着果不良及び 火ぶくれ	

※30%未満の被害については、被害金額は計上されません。

有害鳥獣による農作物の被害状況について

●令和2年度における被害状況

近年、イノシシによる農作物被害や畑の掘り起しによる被害情報が多く寄せられています。4月からの約3ヶ月で11件の報告を受けています。

・地区別内訳

地区別	霞ヶ浦地区	千代田地区
報告件数	7件	4件
被害内容	・ 田、畑の掘り起し ・ じゃがいも、さつまいもの畑の掘り起し及び食害など	・ 畑の掘り起し ・ 栗苗の被害（枝折りなど） ・ ねぎ、生姜、さつまいも畑の掘り起しなど

農業再生協議会の事業について

●農業再生協議会とは

農業者団体等との連携のもと、経営所得安定対策の推進や遊休農地の再生利用及び担い手や新規就農者の育成・確保につながる各種事業を展開することにより、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進など、地域農業の振興に資する取り組みを実施します。

事務局：都市産業部農林水産課・水郷つくば農業協同組合営農部農産課
※茨城県農業再生協議会及び地域協議会として各市町村に設置

●協議会における主な取り組み事業

①水田活用の直接支払交付金（国から取組農家への直接交付。）

- ・戦略作物助成
- ・産地交付金（国設定分）
- ・産地交付金（茨城県設定分）
- ・産地交付金（かすみがうら市設定分）

【事業概要】

水田において転作作物などの作付けに対し面積に応じて、国から取組農家へ交付金が直接交付されます。

②水田利活用推進事業助成金（市単独助成事業） R2 予算：23,915 千円

【事業概要】

国の交付金に加え、多収性専用品種飼料用米への作付助成や認定農業者等、担い手に対する担い手加算助成、県オリジナル水稻品種「ふくまる」の作付助成及び特別栽培加算助成など、市単独事業として実施しています。

③米消費拡大推進事業（市単独助成事業） R2 予算：60 千円

【事業概要】

ふくまるの特別栽培（減農薬・減化学肥料）により生産された米を「ふくまる厳選米」として、かすみがうら祭などのイベント時における試食・販売PRや地産地消の推進の観点から市内小中学校への食材提供及び献立表を活用したPRを実施しています。

④第三者継承促進事業（市単独助成事業） R2 予算：2,010 千円

【事業概要】

果樹産地の維持・継続を図るため、近い将来、市内で果樹経営を希望する方と離農前、果樹農家とのマッチング支援を行い、産地維持を推進する事業を実施しています。

- ・ 研修支援事業
- ・ 合意書締結祝い金支給事業
- ・ 経営継承準備事業

⑤遊休農地対策事業（市単独助成事業） R2 予算：510 千円

【事業概要】

担い手や新規就農者が遊休農地を再生利用する取り組みを支援し、農業生産の基盤である農地の確保と有効利用を推進する事業を実施しています。